

防火地域・準防火地域の見直しに係る住民説明会

近年、建物の防火性能や消防力が向上し、市街地の防火性を取り巻く状況が変化していることから、市では現在指定されている防火地域・準防火地域の区域の縮小（地図参照）を検討しています。

この見直しについて、次の4カ所で住民説明会を開催しますので、直接ご都合の良い会場にお越しください。

※ 詳しい内容は、市のHPをご覧ください。

説明会（日時・会場）

- ① 11月7日(月) 午後7時半・市役所本庁舎8階大会議室
 - ② 11月8日(火) 午後7時半・八幡小学校会議室
 - ③ 11月9日(水) 午後7時半・青年センター会議室
 - ④ 11月10日(木) 午後7時半・まちづくりセンター多目的ホール
- お問合せ 都市計画課 ☎21・3360



「女性人材リスト」に登録を

市では、各種審議会等委員への女性登用率の目標値を30%と定め、政策や方針の決定過程に女性の意見等を反映させるため「函館市女性人材リスト」を作成し、希望者を登録しています。

リストに登録して、あなたの経験や知識を市政や地域社会の発展に活かすチャンスを広げてみませんか？

詳しい内容は、市のHPをご覧ください。

お問合せ 市民・男女共同参画課 ☎21-3470

市民の皆さんの意見を公募 パブリックコメント手続き

案と意見応募用紙は、担当課、市役所1階iスペース、各支所で配布するほか、市のHPに掲載します。

函館市耐震改修促進計画の改定（案）

21年3月に策定したこの計画が27年度をもって計画期間が満了したことに伴い、引き続き本市の住宅および建築物の耐震化を促進するため、新たな計画を策定しようとするものです。

公募期間 11月下旬～12月下旬（予定）

担当課 建築行政課 ☎21-3397

必ずチェック!最低賃金

北海道最低賃金 時間額 786円
(効力発生日10月1日)

最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則すべての労働者とその使用者に適用されます。

仮に最低賃金額より低い賃金を、労働者・使用者双方の合意の上で定めても無効となります。

最低賃金額以上となっているか確認する方法は？

▷時間給 時間給と最低賃金額を比較します。

▷日給 日給を1日の所定労働時間で割り、最低賃金額と比較します。

▷月給 月給から対象外の賃金（精皆勤・通勤・家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金）を除いた金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較します。

※ 特定産業で働く方は産業別最低賃金を適用。

お問合せ 函館労働基準監督署 ☎23-1276

市では、最低賃金、有給休暇、就業規則、労働相談の問合せ先など、労働者の権利や知っておくべき知識などをまとめた「労働者のためのハンドブック」を作成しています。

市のHPにも掲載していますのでご利用ください。